別紙１

令和4年度_公立学校共済組合 掛金（保険料）・負担金率一覧表(一般組合員用)

令和4年9月20日通知（令和4年10月1日から令和5年3月31まで適用）

（千分率）

組合員種別	負担金負担者	短期				介　護（※注１）		厚生年金保険（※注２）			経過的長期	退職等年金	
		掛金	負担金			掛金	負担金	保険料（本人分）	保険料（全体）	負担金	負担金	掛金	負担金
			短期	育休介護公的負担	計					基礎年金公的負担	公務等給付負担金		
組合員（一般職・特別職）	地方公共団体	48.01	48.01	0.08	48.09	8.82	8.82	91.5000	183.0000	41.6000	0.1105	7.5000	7.5000
組合員（後期高齢者被保険者（７５歳以上）の一般職・特別職）	地方公共団体	4.05	4.05	0.08	4.13						0.1105	7.5000	7.5000

追加費用	区分	義務教育職員		その他の職員	
		厚生年金分	経過的長期分	厚生年金分	経過的長期分
	福岡県及び下記以外の市町村	29.0000	2.2000	16.3000	1.8000
	福岡市	33.0850	2.5100	18.5970	2.0540
	北九州市	37.0000	2.8070	20.7970	2.2970

○標準報酬の上限額及び下限額

	下限額		上限額	
	等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
短期	1 等級	58,000 円	50 等級	1,390,000 円
退職	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円
厚生年金	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円

事務費負担金（円）	6,340 円/年	528.3 円/月

特定健診等負担金（円）	117 円

組合員１人あたり年額

○標準期末手当等の上限

	上限額	備考
短期	5,730,000 円	その年度における標準期末手当等の額の累計額
退職	1,500,000 円	１月あたりの上限
厚生年金	1,500,000 円	

※被用者年金一元化による標準報酬制導入により、上記の率は、標準報酬月額及び標準期末手当等に適用されます。

※注１　介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※注２　組合員が７０歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失するため、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担がなくなります。

別紙１－２

令和4年度_公立学校共済組合 掛金（保険料）・負担金率一覧表(短期組合員用)

令和4年9月20日通知（令和4年10月1日から令和5年3月31まで適用）

（千分率）

組合員種別	負担金負担者	短期				介　護（※注１）		厚生年金保険			経過的長期	退職等年金	
		掛金	負担金			掛金	負担金	保険料（本人分）	保険料（全体）	負担金	負担金	掛金	負担金
			短期	育休介護公的負担	計					基礎年金公的負担	公務等給付負　担　金		
組合員（一般職・特別職）	地方公共団体	48.01	48.01	0.08	48.09	8.82	8.82	対象外			対象外		
組合員（後期高齢者被保険者（７５歳以上）の一般職・特別職）	地方公共団体	4.05	4.05	0.08	4.13								

追加費用	区分	義務教育職員		その他の職員	
		厚生年金分	経過的長期分	厚生年金分	経過的長期分
	福岡県及び下記以外の市町村	対象外			
	福岡市				
	北九州市				

○標準報酬の上限額及び下限額

	下限額		上限額	
	等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
短期	1 等級	58,000 円	50 等級	1,390,000 円
退職	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円
厚生年金	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円

事務費負担金（円）	6,340 円/年	528.3 円/月

特定健診等負担金（円）	117 円

組合員１人あたり年額

○標準期末手当等の上限

	上限額	備考
短期	5,730,000 円	その年度における標準期末手当等の額の累計額
退職	1,500,000 円	１月あたりの上限
厚生年金	1,500,000 円	

※被用者年金一元化による標準報酬制導入により、上記の率は、標準報酬月額及び標準期末手当等に適用されます。

※注１　介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。